

事 務 連 絡
平成 27 年 4 月 24 日

各都道府県主管担当部局長 殿
(契約担当課扱い)
各指定都市主管担当部局長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について

昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）において、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務として、計画的な発注と適切な工期設定に努めることが新たに定められるとともに（同法第 7 条第 1 項第 4 号）、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成 27 年 1 月 30 日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）等において、発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより発注・施工時期等の平準化に努めることとされたところです。

今般、国土交通省においては、4 月 9 日に成立した平成 27 年度政府予算から、これまで単年度で要求することとしてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について、施工時期等の平準化も踏まえ、国庫債務負担行為により 2 箇年契約とする取組（2 箇年国債の設定）を開始し、別添 1 のとおり、これを含めた適切な工期の設定及び施工時期等の平準化の取組を徹底することとしましたのでお知らせします。

既に一部の地方公共団体においては、別添 2 のとおり、債務負担行為等を活用した施工時期等の平準化に取り組まれているところですが、各都道府県及び政令指定都市におかれましては、国土交通省等における取組及び別添 3 を参考としていただき、債務負担行為の積極的な活用等による適切な工期の設定及び施工時期等の平準化に取り組まれるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いいたします。